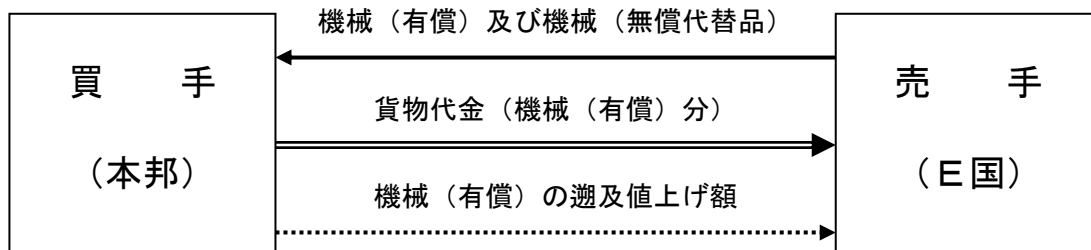


2. 「同種の貨物」が値上げされた場合の無償貨物の課税価格



【照会要旨】

当社（買手）が売手から前回購入（輸入）した機械について、販売価格の改定により遡及値上げされることとなり、売手から値上げ額の請求を受け、これを支払ったことから、修正申告を行うことを予定しています。

前回の輸入貨物には、値上げの対象となった貨物のほかに、前々回輸入した同機種の機械の代替品が含まれていましたが、その代替品は無償貨物であり、「輸入貨物の取引価格による方法」により課税価格を計算することができない貨物であったことから、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により、今回値上げの対象となった機械の取引価格を課税価格としていました。

「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により輸入貨物の課税価格を決定した場合において、その「同種の貨物」の価格が値上げされたときは、その「同種の貨物」の取引価格により課税価格を決定した貨物についても、「同種の貨物」の値上げ分について修正申告を行う必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、値上げ後の価格が「同種の貨物」の取引価格となり、その「同種の貨物」の値上げ前の取引価格を課税価格としていた貨物についても、値上げ後の取引価格を課税価格とすることとなりますので、その値上げ分について修正申告を行う必要があります。

（理由）

「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」とは、輸入貨物と同種又は類似の貨物（その輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、その輸入貨物の生産国において生産されたものに限り、）に係る取引価格（原則的な方法により課税価格とされたものに限り、）を、その輸入貨物の課税価格とするものです。

上記の取引における「同種の貨物」の取引価格（原則的な方法により課税価格とされたもの）は、値上げ前の（当初の）価格ではなく、値上げ後の価格ですので、他に同種の貨物が存在しないのであれば、無償貨物である代替品の課税価格はその値上げ後の取

引価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条の2第1項

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)